

紀要論文の機関リポジトリ登録に必要な著作権処理について

附属図書館

紀要論文の機関リポジトリでの登録・公開にあたっては、次のような前提のもと、著作権について明確にする必要があります。

<前提>

- ・論文を書いた人が「著作者」であり、「著作権」を自動的に持っている。（著作権法第 17 条 2 項）
- ・共同著作物の著作権（共有著作権）は、共有者全員の合意によらなければ行使できない。（第 65 条 2 項）
- ・「財産権」としての「著作権」は、その一部あるいは全部を譲渡できる。（第 61 条）
 - ※「著作者人格権」は譲渡できない。（第 59 条）
- ・「財産権」としての「著作権」には、複製権、公衆送信権などがある。（第 21 条、23 条）
- ・「複製権」＝著作物を有形的に複製することに関する権利。冊子体を電子化することは、複製にあたる。また電子化したデータをサーバのハードディスクへ保存することも複製にあたる。
- ・「公衆送信権」＝著作物を公衆向けに送信することに関する権利。インターネットを通じた不特定多数の利用者への公開は、公衆送信にあたる。
- ・「著作権」は「無断で〇〇されない権利」であって、「〇〇できない」ことではない。そのため、著作権者の許諾を得れば、複製、公衆送信なども可能。（第 63 条）

<著作権の明確化>

次のような 2 例が考えられます。これにより、紀要の発行と同時に機関リポジトリへの登録が可能となります。

1. 紀要等の投稿規程において、著作権が明確になっている場合

1) 著作権を著者に残した例

・投稿規程の文章例

“紀要に掲載された論文等の著作権は著者本人に帰属する。ただし、複製権、公衆送信権については、東海大学に帰属する。論文の全文または一部を「東海大学機関リポジトリ」に登録、公開するため、当該論文等に第三者の著作物（図版、図表等）が含まれる場合は、著者がその著作権に係る処理を行わなければならない。”

2) 著作権を大学または学部等に譲渡することが前提の例

・「工学部和文紀要」の例

“掲載された記事・論文等の著作権は、東海大学および東海大学工学部に帰属する”

2. 紀要等の投稿規程において、著作権が明確になっていない場合

- ・投稿規程に著作権の規定がない紀要等に掲載された論文については、論文ごとに許諾を受け、許諾のあった著者の論文については、機関リポジトリに登録が可能です。
- ・著作権(財産権)は、著作者の死後 50 年まで保護されるため、故人の場合は、相続人の許諾が必要です。

※参考：国立情報学研究所「研究紀要公開のための著作権処理手引き」2002 年 11 月

<https://www.nii.ac.jp/nels/archive/pdf/copyright.pdf>